

(2) 表

連作障害を回避するため、田畑輪換方式の土地利用を図る。

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:2~3t/10a) ② 緑肥作物利用技術 ※ 土壌診断に基づくもの		
化学肥料低減技術	① 肥効調節型肥料施用技術 ② 有機質肥料施用技術 ③ 局所施肥技術	化学肥料由来の窒素成分量 11.0kg/10a以下	15.6kg/10a
化学農薬低減技術	① 温湯種子消毒技術 ② 機械除草技術 ③ 天然物質由来農薬利用技術	化学農薬使用回数(成分数) 7回以下	10回